

## 水道メーターの検針にご協力ください

お客様がご使用になった水の量は、水道メーターに記録されます。水道メーターの検針は、2ヶ月に一度、基準日を決めて検針員がお伺いし、使用料をお知らせします。検針が能率よくできるよう、下記のことにご協力をお願い致します。

メーターボックスの周りは、いつもきれいにしておいてください。



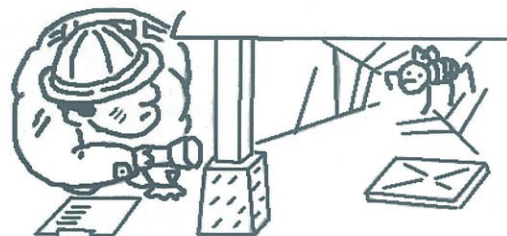
犬は、出入口やメーターから離れた場所につないでください。



メーターボックスの上に物を置かないでください。



家の増築・改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、検針しやすい場所へ移してください。



水道課では、検針業務・料金の徴収収納業務・閉開栓業務などを委託しております。委託業者の職員は、身分証を携帯しておりますので、ご不審の際は身分証の提示を求めてください。

ひがしまつやま

**H M Y ウォーター情報局**

水道事業は、ひとつの企業として「独立採算制」で経営することが、地方公営企業法という法律で定められています。

これは一般の会社とほぼ同じ経営方式です。市民税などの税金を水道事業の経営に使うことはできません。水道事業に必要な全ての経費は、水道料金でまかなわれています。

安心安全に飲める水を皆さんに使っていただくために、水道の需要に応じて、様々な水道施設を作る必要があります。また、浄水場の維持や、配水管の布設・老朽化した施設の改修などもしなければなりません。これらにかかる費用は皆さんにお支払いいただく水道料金で支えられています。

水道事業のことをもっと知っていただくために、今後も『水道広報みず』をとおして、経営状況や管路の耐震化の取組み状況など、さまざまなことを皆さんにご紹介していきます。

